

枚方市立香陽小学校 P T A 規約



枚方市立香陽小学校 P T A

(名 称)

第1条 本会は枚方市立香陽小学校PTAと称し、事務所を大阪府枚方市香里ヶ丘11丁目36-1に置きます。

(目 的)

第2条 本会は教育基本法に基づいて児童の福祉を増進するとともに、会員相互の親睦と研修を図ることを目的とします。

(方 針)

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針によって活動します。

- (1) 本会は自主的に活動し、他の団体からの支配や干渉は受けません。
- (2) 児童の教育と福祉のために活動する他の団体及び機関と協力します。
- (3) 本会は、枚方市PTA連絡協議会、大阪府PTA協議会、日本PTA全国協議会に加入します。
- (4) 本会は、営利的、宗教的、政治的活動はしません。
- (5) 本会は、学校の管理運営や教職員の人事については干渉しません。

(会 員)

第4条 本会の会員は次の人に限ります。

- (1) 本校に在籍する児童の父母またはこれに代わる保護者（以下「父母」という）
- (2) 本校に勤務する教職員

(権利と義務)

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を有します。

(会 計)

第6条

1. 本会の経費は会費、その他の収入をもってこれにあてます。
2. 会費は、一家庭数月額300円とします。
3. 本会の会計年度は2月21に始まり、翌2月20日に終わります。
4. 年度途中で入会の場合、会員となった日が15日までは当月分より、16日以降は翌月分より会費を納入する。

(役 員)

第7条 本会は次の役員を置きます。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 書 記 2名 但し、そのうち1名は教職員会員から選出します。
- (4) 会 計 1名

(役員任期)

第8条

1. 役員任期は1年とします。
2. 任期満了後も後任者の選出まで職務を行います。

(役員任務)

第9条 役員任務は次の通りです。

- (1) 会長は、本会の代表者であり、会務を統括し、総会並びに運営委員会を招集し、各委員を委嘱します。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行します。
- (3) 書記は、本会の庶務を担当します。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当します。

(会計監査)

第10条 本会の経理を監査するために会計監査2名を置き、任期は1年とします。

(役員及び会計監査の選出)

第11条 役員及び会計監査の選出は別に定めます。

但し、第7条(3)号但し書に定める書記は、教職員会員全員の互選により選出します。

(総会)

第12条 1. 総会は、本会の最高議決機関で、原則として年2回開きます。

2. 総会において決議を要する事項は次の通りです。

- (1) 新役員の選出
- (2) 年度事業計画
- (3) 年度予算
- (4) 事業報告と決算報告の承認
- (5) 規約の改正
- (6) その他の重要事項

3. 会長は、次の場合には臨時総会を開かなければなりません。

- (1) 運営委員会で必要と認めた場合
- (2) 会員の5分の1以上の要求があった場合

4. 総会は議題を明示して、5日前までに文書で通知します。

5. 総会の定足数は会員の5分の1(委任状を含む)以上とし、出席会員の数は定足数の3分の1(委任状を含む)以上を必要とします。

6. 議決は、出席会員の3分の2以上の同意を必要とします。

(運営委員会)

第13条 1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、役員及び学年委員会正副、教職員代表、父母並びに教職員の各専門委員会正副と校長と教頭で構成します。
役員または運営委員会が必要と認めた場合は、学級代表全員を運営委員会に招集することができる。

2. 運営委員会の任務は次の通りです。

- (1) 各委員会によって計画立案された事業内容の審議
- (2) 総会に提出する案件の審議
- (3) 役員及び会計監査に欠員または事故の生じた場合の補充
- (4) 選挙管理委員の選出
- (5) 特別委員会の設置

3. 運営委員会は構成員の3分の2以上の出席で成立します。

4. 議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とします。

(学級、学年委員会)

第14条 1. 学級委員会は、各学級の父母の代表で構成され、学年委員会は各学級委員で構成します。

2. 学級、学年委員会は、教師と父母との連絡に当り、学級、学年の運営が円滑にいくように努めます。

(専門委員会)

第15条 1. 各専門委員会は、各学年並びに教職員から選出された各専門委員より構成します。

2. 専門委員会の種類と任務は次の通りです。

- (1) 広報委員会 PTAだよりを発行します。

(2) 生活指導・厚生委員会

校外における児童の生活指導に努めます。
児童の福祉と健康の増進のため、環境の改善に
協力する。

(教職員の各種委員の選出)

- 第15条の2 1. 教職員会員は、学年委員会との連絡を密にするため、会員協議のうえ教職員学年委員若干名を選出し、選出された委員の互選で代表の正副を選出します。
2. 教職員会員は、全員協議のうえ、各専門委員をそれぞれ若干名ずつ選出し、選出された各専門委員の互選で各代表正副を選出します。

(規約の改正)

- 第16条 規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成投票により改正することができます。

(規約の施行)

- 第17条 1. 本規約は昭和46年7月8日より施行します。

(備考)

- | | | | |
|---------------|------|----------------|------|
| 1. 昭和50年6月14日 | 一部改正 | 10. 平成17年3月12日 | 一部改正 |
| 2. 昭和52年6月11日 | 一部改正 | 11. 平成27年3月14日 | 一部改正 |
| 3. 昭和59年5月27日 | 一部改正 | 12. 平成28年3月12日 | 一部改正 |
| 4. 平成4年3月24日 | 一部改正 | 13. 平成30年3月11日 | 一部改正 |
| 5. 平成5年3月24日 | 一部改正 | 14. 平成31年3月9日 | 一部改正 |
| 6. 平成8年3月22日 | 一部改正 | 15. 令和3年3月13日 | 一部改正 |
| 7. 平成11年3月20日 | 一部改正 | 16. 令和4年3月5日 | 一部改正 |
| 8. 平成12年3月22日 | 一部改正 | 17. 令和5年3月4日 | 一部改正 |
| 9. 平成14年3月16日 | 一部改正 | | |

附 則

(役員及び会計監査の選出)

役員及び会計監査は、一般会員からの立候補、推薦による擁立及び抽選にて選出された候補者の中から、総会において多数決にて選出いたします。

(選挙管理委員会)

- 第1条 1. 役員及び会計監査を選出するため、選挙管理委員会を設けます。
2. 選挙管理委員会を次の通り構成します。
- (1) 選挙管理委員は、運営委員より3名を運営委員会において、互選で選出します。
- (2) 教職員会員の中から互選により1名選出します。
- (3) 互選により委員長を選出します。
- (4) 選挙管理委員は、役員、会計監査に立候補することはできません。
3. 任務は、次の通りです。
- (1) 公示
- (2) 候補届けの受理
- (3) 候補者の告示
- (4) 選挙権、被選挙権の確認
- (5) 投票用紙及び投票開票の管理
- (6) 当落の確認
- (7) その他必要な事項

(学級、学年及び専門委員の選出)

第2条 学級、学年及び専門委員の選出は次の通りです。

1. 学級委員は、各学級の父母の中から学級代表1名と専門委員を選出します。
2. 学年ごとに学級代表の互選で、学年代表正副各1名を選出します。
3. 各専門委員は、互選で正副委員長を選出します。

(附則の改正)

第3条 1. 本附則は、運営委員会に於いて、委員の3分の2以上の同意を得て改正することができます。
2. 改正の条項は、会員に通知しなければなりません。

(備考)

1. 昭和61年10月17日 一部改正
2. 平成4年1月25日 一部改正
3. 平成8年2月17日 一部改正
4. 平成11年3月6日 一部改正
5. 平成12年1月18日 一部改正
6. 平成17年3月5日 一部改正
7. 平成21年3月14日 一部改正
8. 平成31年3月9日 一部改正
9. 令和5年2月11日 一部改正

枚方市立香陽小学校 PTA 慶弔規約

第1条 入学、卒業のお祝いをします。

第2条 会員、児童及び会員外の本校に勤務する職員に不幸のあった場合、次の金品を贈ります。

1. 見舞金 3,000円……児童及び教職員が病気災害等のため1ヶ月以上欠席した場合。
2. 弔祭料 5,000円と供花一对……会員、児童、会員外の職員が死亡された場合。

第3条 1. 上記の他、特別な事情の生じた場合、その都度役員で協議し、処置することが出来ます。

2. 学年又は学級単位の慶弔金及び病気、災害見舞、転退職記念品等の贈呈は、一切行われなことにします。

(注) 慶弔の運営は、学級代表及び役員がこれにあたります。

(備考)

昭和56年 2月26日 一部改正